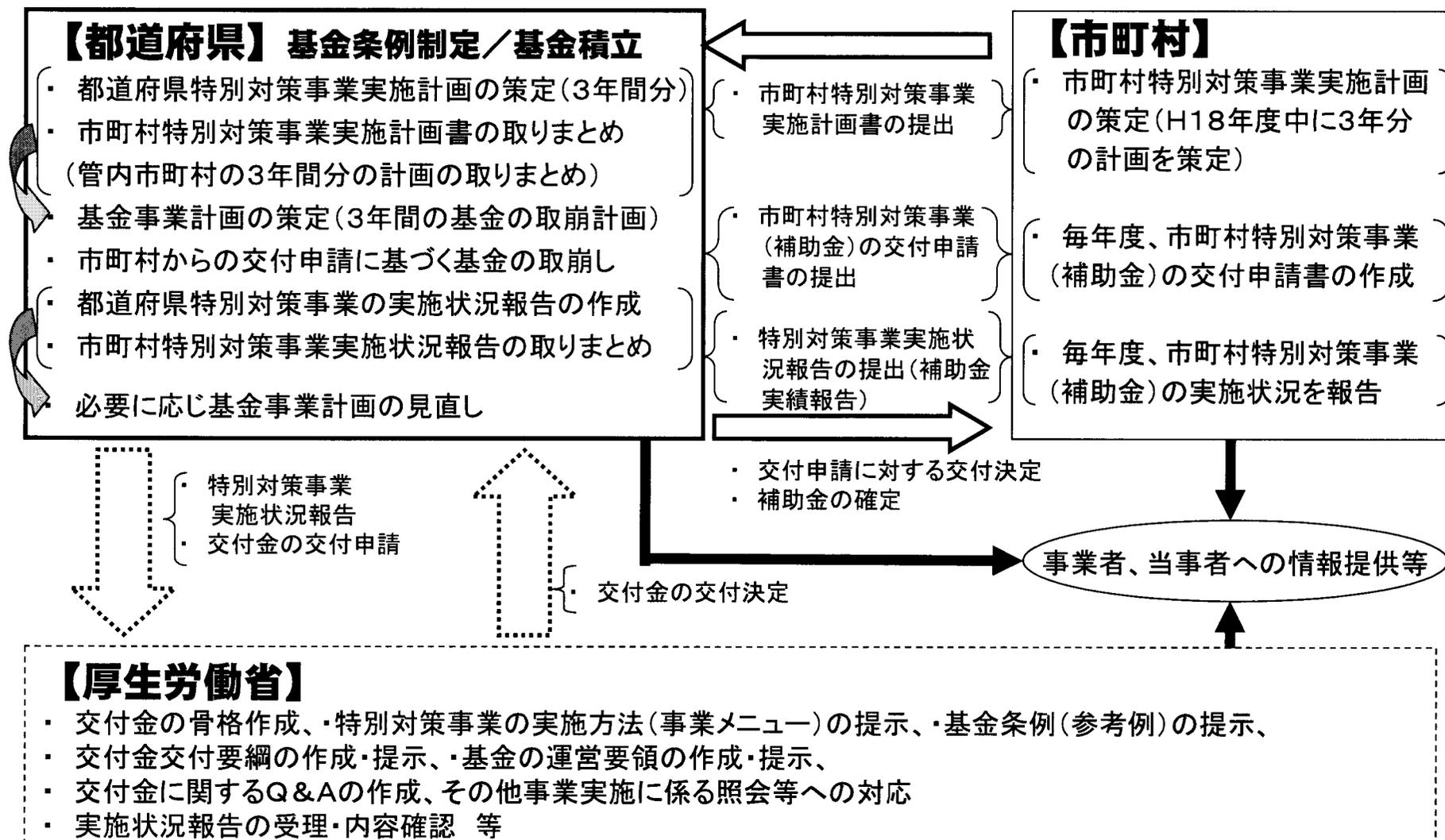


# 障害者自立支援対策臨時特例交付金の 実施に係る事務の流れ（案）



# 都道府県及び市町村が策定する特別対策事業実施計画

- ※1 都道府県及び市町村は平成18年度内に特別対策事業実施計画を策定  
 ※2 市町村は策定した特別対策事業実施計画を平成18年度内に都道府県に対して報告

事業名	18年度	19年度	20年度	計
1. 事業者に対する激変緩和措置				
①事業運営円滑化事業	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
②通所サービス利用促進事業	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
2. 新法への移行等のための緊急的な経過措置				
①小規模作業所緊急支援事業	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
②障害者自立支援基盤整備事業	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
③〇〇〇〇事業	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
・・・	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
・・・等	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
計	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円

# 都道府県が策定する基金事業計画

- ※1 都道府県は、都道府県の特別対策事業実施計画及び管内市町村から報告された市町村特別対策事業実施計画に基づき、平成18年度中に基金事業計画を策定
- ※2 都道府県は、前年度の実施状況報告及び当該年度の交付申請等を勘案し、必要に応じて基金事業計画を変更

事業名	18年度	19年度	20年度	計
(都道府県事業分)	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
(市町村事業分)	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
計	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円

(案)

厚生労働省発障第 号  
平成 年 月 日  
補正予算成立日

各都道府県知事殿

厚生労働事務次官

平成18年度障害者自立支援対策臨時特例交付金について

標記の交付金の交付については、別紙「平成18年度障害者自立支援対策臨時特例交付金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)により行うこととされ、平成 年 月 日  
補正予算成立日  
から適用することとしたので通知する。

## 平成18年度障害者自立支援対策臨時特例交付金交付要綱（案）

## （通則）

- 1 障害者自立支援対策臨時特例交付金（以下「交付金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年<sup>厚生労働省</sup>令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

## （交付の目的）

- 2 この交付金は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）（以下、「新法」という。）の施行に伴う激変緩和、新たな事業に直ちには移行できない事業者の経過的な支援等新法への円滑な移行の促進を図るため、都道府県に設置する基金の造成に必要な経費を交付することにより、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

## （交付対象事業）

- 3 この交付金は、平成18年〇月〇日障発第〇〇〇号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「障害者自立支援対策臨時特例基金運営要領」（以下「運営要領」という。）に基づいて、都道府県が行う基金の造成（以下「事業」という。）に必要な経費を交付の対象とする。

## （交付額の算定方法）

- 4 この交付金の交付額は、次の（1）及び（2）により算定された額の合計額とする。

## （1）事業者に対する激変緩和措置分

事業者に対する激変緩和措置にかかる交付額は、次のア及びイにより算定された額の合計額（ただし、円未満は切捨てるものとする。）と運営要領に定める別添の1の事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

$$\text{ア} \quad 195 \text{ 億円} \times \frac{\text{当該都道府県の施設訓練等支援費給付実績（通所施設及び入所施設）}}{\text{全都道府県の施設訓練等支援費給付実績（通所施設及び入所施設）}}$$

$$\text{イ} \quad 105 \text{ 億円} \times \frac{\text{当該都道府県の通所施設及び入所施設の通所分の施設数}}{\text{全都道府県の通所施設及び入所施設の通所分の施設数}}$$

(2) 新法への移行等のための緊急的な経過措置分

新法への移行等のための緊急的な経過措置にかかる交付額は、次のア、イ及びウにより算定された額の合計額（ただし、円未満は切捨てるものとする。）と運営要領に定める別添の2の事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア 定額分 5億円

イ 人口割分 235億円 ×  $\frac{\text{当該都道府県の人口}}{\text{全都道府県の人口}}$

ウ 厚生労働大臣が必要と認めた額

(交付金の概算払)

5 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払いをすることができる。

(交付の条件)

6 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 事業に係る経理と他の経理は区別しなければならない。
- (5) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について、その証拠書類を整備し、当該帳簿及び証拠書類を、事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。
- (6) 基金は善良な管理者の注意をもって管理し、2の目的に反して、基金を取り崩し、処分及び担保に供してはならない。
- (7) 都道府県は、毎年度基金事業に係る経理の精算終了後、別に定めるところにより、事業実施報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
- (8) 基金を解散する場合には、解散するときに保有する基金の残余额を厚生労働大臣に報告し、その指示を受けて国庫に納付しなければならない。
- (9) 基金の解散後においても、助成事業者からの返還が生じた場合には、これを国庫に納付しなければならない。

(申請手続)

7 この交付金の交付の申請は、別紙様式1による申請書に關係書類を添えて、平成19

年〇月〇〇日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。  
(発出後15日)

(実績報告)

8 この交付金の事業実績報告は、基金設置後速やかに(6の(2)に掲げる条件により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日)又は平成19年4月10日のいずれか早い日までに別紙様式2による報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(交付金の返還)

9 厚生労働大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

10 特別の事情により4、7及び8に定める手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(別紙様式 1)

第 号  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 〇〇 〇〇 殿

都道府県知事 〇〇 〇〇

平成18年度障害者自立支援対策臨時特例交付金の交付申請について

標記について、関係書類を添えて次のとおり申請する。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 基金造成経費所要額調書（別紙1）
- 3 基金造成事業計画書（別紙2）
- 4 添付書類
  - (1) 歳入歳出予算（見込）書抄本
  - (2) その他参考となる書類

## 別紙 1

## 基金造成経費所要額調書

区分	基金造成に要する 経費の支出予定額 (A)	寄付金その他の収 入額 (B)  円	差引額 (A-B) (C)  円	算出された 合計額 (D)  円	交付金所要額 (CとDを比較して少 ない方の額)  円
(1) 事業者に対す る激変緩和措置 分					
(2) 新法への移行 等のための緊急 的な経過措置分					
合 計					

別紙 2

基金造成事業計画書

基金の保有区分	保管予定額	備 考
	(円)	
合計額		

- (注) 1 基金の保有区分は、保有形態別に記載すること。  
 2 備考欄は、基金の保有形態別に造成予定年月日、年利率等を記載すること。

(別紙様式2)

第 号  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 〇〇 〇〇 殿

都道府県知事 〇〇 〇〇

平成18年度障害者自立支援対策臨時特例交付金の事業実績報告について

標記について、関係書類を添えて次のとおり報告する。

- 1 交付精算額 金 円
- 2 基金造成経費精算書(別紙1)
- 3 基金造成事業実施状況調書(別紙2)
- 4 添付書類
  - (1) 条例
  - (2) 歳入歳出決算(見込)書抄本
  - (3) その他参考となる書類

## 基金造成経費精算書

区分	基金造成に要 する経費の 支出額 (A) 円	寄付金その他 の収入額 (B) 円	差引額 (A-B) (C) 円	算出された合 計額 (D) 円	交付所要額 (CとDを比較 して少ない方 の額) (E) 円	交付決定額 (F) 円	交付金受入額 (G) 円	差引交付額 (F-E) 円
(1) 事業者に対す る激変緩和措置 分								
(2) 新法への移行 等のための緊急 的な経過措置分								
合 計								

別紙 2

基金造成事業実施状況調書

基金の 保有区分	造成年月日	保管額	年利率	備 考
		円		
合計額				